

政令第 号

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第二項、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）第四条の二第一項及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正）

第一条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「妙見埼灯台」を「妙見埼」に改める。

第四条の二を削る。

第五条中「第十二条の四第一項」を「第十二条の三第一項」に、「りん燐」を「窒素」に、「窒素」を「りん燐」に改める。

第六条中「第十二条の四第一項」を「第十二条の三第一項」に改める。

第七条中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に改める。

第八条第四号中「第十二条の五」を「第十二条の四」に改め、同条第五号中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に改める。

別表第一第一号中「左京区（大原（小出石町、百井町、大見町及び尾越町に限る。）及び久多に限る。）、「同市伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切）」を「（左京区（久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、大原小出石町、大原百井町、大原大見町及び大原尾越町に限る。）、「右京区京北上弓削町八丁山及び伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。））」に改め、「宮津市」の下に「、京丹後市、南丹市（日吉町（胡麻、上胡麻及び畑郷に限る。）及び美山町に限る。）」を加え、「、北桑田郡京北町大字上弓削字八丁山、同郡美山町」を削り、「丹波町、同郡日吉町（字胡麻、字上胡麻及び字畑郷に限る。）、「同郡瑞穂町、同郡和知町、天田郡、加佐郡、」を「及び」に改め、「、中郡、竹野郡及び熊野郡」を削り、同表第二号及び第三号を次のように改める。

二 兵庫県の区域のうち、豊岡市、丹波篠山市（藤坂字峠、栗柄（字杉ヶ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巢谷、字定利ノ坪、字ユリノ下坪、字深田ノ坪、字繁近坪、字角田ノ坪、字御嶽大林及び字籠畠坪に限る。））、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る。））、養父市、丹波市（氷上町大崎、氷上町北野、氷上町石生（字足洗、字尾張、字水長、字堺、字澤、字寺谷前、字桧前、字佃、字保根通、字梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字芝木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字唐洲、字竹原、字下久手、字上久手、字梅ノ木藪、字志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、字瀧山、字杉ノ本、字中道、字立石、字向山、字宿畑、字前田及び字瓜溪に限る。））、春日町及び市島町に限る。））、朝来市（生野町口銀谷（字七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下を除く。））、生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生野町猪野々、生野町白口、生野町円山（字口垣内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及び字屋敷に限る。））、生野町真弓、生野町川尻及び生野町栃原を除く。）及び美方郡の区域

三 奈良県の区域のうち、奈良市（月ヶ瀬（石打及び尾山に限る。））、都祁南之庄町（旧字堂ヶ平、旧字嵩山、旧字嵩原、旧字奥の谷及び旧字ホタガ山に限る。））、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都

祁白石町（旧字池の谷、旧字ガンダニ、旧字カリ谷、旧字混谷、旧字シブタニ、旧字坊谷、旧字タカツカ、旧字畑谷、旧字ヤマノイモ、旧字トヒコエ、旧字カモリ下、旧字カモリ、旧字カモリ谷、旧字スリコバチ、旧字中道、旧字野々神、旧字赤坂、旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。）及び小倉町旧字イズミ谷に限る。）、五條市大塔町、宇陀市（大字陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除く。）、山辺郡山添村（大字岩屋及び大字毛原に限る。））、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村の区域

別表第一第五号及び第六号を次のように改める。

五 広島県の区域のうち、三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。））、三次市、庄原市（西城町（平子字丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。））に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。））及び帝釈始終字白石を除く。）を除く。））、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。））、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表

及び字土井に限る。) 及び向山に限る。) 及び向原町 (戸島 (字割石、字八東戸及び字負根を除く。) を除く。) を除く。) 、山県郡北広島町 (後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方 (字上畑及び字下畑を除く。)) 、木次、本地、新氏神、新都、志路原、上石、下石、海応寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。) 、世羅郡世羅町 (大字別迫字反田、大字青水 (字弁城を除く。)) 、大字黒渕、大字津口 (字野原を除く。)) 、大字戸張、大字安田 (字水の別を除く。)) 、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。) 及び神石郡神石高原町 (古川 (字仁後及び字間谷に限る。)) 及び福永 (字滝合及び字見後に限る。)) に限る。) の区域

六 山口県の区域のうち、下関市 (豊田町 (大字柰路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。)) 及び豊北町 (大字神田上、大字神田 (神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。)) 、大字北宇賀 (北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地区を除く。)) 及び大字矢玉を除く。) に限る。)) 、山

口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市、長門市（渋木大埤区及び俵山を除く。）、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡の区域

別表第一第七号中「日和佐町」を「美波町」に改め、同表第八号を次のように改める。

八 愛媛県の区域のうち、宇和島市（三間町及び津島町（御内、楨川及び下畑地（上楨上及び上楨下に限る。）に限る。）に限る。）、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町（深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鮪越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、檜月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。）の区域

別表第一第九号中「若松区」を「（若松区）」に、「同市八幡西区」を「及び八幡西区」に改め、「から木屋瀬五丁目まで」の下に「、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで」を加え、「福岡市」を「に限る。）、福岡市」に、「飯塚市」を「飯塚市」に改め、「山田市、甘木市」及び「前原市」を削り、「筑紫郡」を「福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市」に改

め、「宗像郡」、「糸島郡、浮羽郡」及び「山門郡、三池郡」を削り、「字鷹巢原」を「字鷹巢原」に改め、「字高住社鳥井殿」、「同郡金田町」及び「同郡赤池町、同郡方城町」を削り、「及び同郡赤村」を「同郡赤村」に改め、「大字内田に限る。」の下に「及び同郡福智町」を加え、同表第十号中「大字花月字小石坂」を「大字花月（字小石坂）」に改め、「字柳原」の下に「に限る。」を加え、「大分郡庄内町大字阿蘇野」を「佐伯市（宇目、米水津及び蒲江に限る。）、竹田市久住町（大字久住字久住山及び大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）に限る。）、由布市（庄内町阿蘇野）」に、「同郡湯布院町大字川西字野稻、南海部郡宇目町、同郡米水津村、同郡蒲江町、直入郡久住町（大字有氏字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山並びに大字久住字久住山）」を「及び湯布院町川西字野稻」に、「（九重町）」を「九重町」に、「に限る。」並びに「を」を除く。）及び同郡」に改め、「玖珠町」の下に「（大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）、」を加え、「字潰シ坂」を「字潰レ坂」に、「字石垣ノ元」を「字石塩の元」に、「字内ヶ窪、字塚ノ脇」を「字肉ヶ窪、字塚の脇」に、「字官の上」を「字宮の上」に改め、「大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）」及び「及び日田郡」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

一 この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

二 第三号に掲げる区域のうち旧字という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

別表第二第十一号中「建築基準法施行令」の下に「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を加える。

(水質汚濁防止法施行令の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「りん」を「りん」に改める。

第四条の二中「次の表の上欄に掲げるとおりとし、」を「化学的酸素要求量及び窒素又はりんの含有量とし、当該項目ごとの」に、「当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄」を「いずれも次の表の上欄」に改め、同条の表を次のように改める。

館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海

別表第二第十一号に掲げる区域

<p>域</p> <p>愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域</p>	
<p>和歌山県日ノ御崎から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域</p>	<p>別表第二第二号に掲げる区域</p>

別表第二第一号イからハまでを次のように改める。

イ 埼玉県（熊谷市（玉井、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、新堀、高柳、玉井一丁目から玉井五丁目まで、上中条、上奈良（字小塚、字下向河原及び字上向河原を除く。））、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目から別府五丁目まで、新堀新田、拾六間（字外原を除く。）、美土里町一丁目から美土里町三丁目まで、妻沼、弥藤吾、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江

波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野、俵瀬、妻沼東一丁目から妻沼東五丁目まで、妻沼中央、籠原南一丁目から籠原南三丁目まで、妻沼西一丁目及び妻沼西二丁目に限る。）、行田市大字北河原、秩父市吉田太田部、加須市（飯積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、陽光台一丁目、陽光台二丁目、伊賀袋、駒場、本郷及び栄に限る。）、本庄市、深谷市（本田、畠山、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、白草台、武川、武蔵野（字新屋敷、字西番屋、字番屋、字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字餓鬼塚、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千蔵寺、字櫛引及び字水崎を除く。）、緑台、小前田、荒川、黒田、永田及び北根を除く。）、秩父郡皆野町（大字金沢（字所沢、字中東、字水塚、字柿籠、字新平、字妙部谷戸、字小塚沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。）に限る。）、児玉郡美里町（大字円良田を除く。）、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。）の区域

ロ 千葉県の区域のうち、千葉市（若葉区（和泉町、大井戸町、大草町、小倉台六丁目、小倉町、御成台一丁目から御成台四丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木

一丁目から桜木八丁目まで、桜木北一丁目から桜木北三丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北一丁目、千城台東二丁目から千城台東四丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀五丁目、野呂町、谷当町、若松台一丁目から若松台三丁目まで及び若松町に限る。）及び緑区（大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、誉田町二丁目、小食土町、あすみが丘一丁目からあすみが丘三丁目まで及びあすみが丘東一丁目からあすみが丘東五丁目までに限る。）を除く。）、市川市、船橋市（二和東一丁目から二和東六丁目まで、二和西一丁目から二和西六丁目まで、三咲町、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲一丁目から南三咲四丁目まで、八木が谷町、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、薬円台三丁目、薬円台四丁目、習志野一丁目、習志野三丁目、高根台一丁目から高根台七丁目まで、新高根三丁目から新高根五丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、大穴町、大穴南一丁目から大穴南五丁目まで、大穴北一丁目から大穴北八丁目まで、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠

が山町、古和釜町、坪井東一丁目から坪井東六丁目まで、坪井西一丁目、坪井西二丁目及び坪井町を除く。)、館山市(西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畑及び神余を除く。)、木更津市、松戸市(金ヶ作字新木戸、五香六実(字元山を除く。))、高柳新田、高柳、六高台一丁目から六高台九丁目まで、六実一丁目から六実七丁目まで、五香一丁目から五香八丁目まで及び五香南一丁目から五香南三丁目までを除く。)、野田市(目吹(字南大山を除く。))、金杉(字窪上及び字道下に限る。)、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米噉、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。)、船形(字上原二を除く。)、中里(字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。)、長谷、小山、蕨打、三ツ堀(字笹久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稻荷前、字六畝及び字小橋台を除く。)、瀬戸(字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。)、木野崎(字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。)、東宝珠花(字川通及び字相耕地を除く。)

く。）、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉一丁目から泉三丁目まで、平成及びなみき一丁目からなみき四丁目までを除く。）、習志野市、柏市（豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道灌坂に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元割及び字向割に限る。）、新十余二、柏インター東、みどり台二丁目、みどり台四丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目及び東山二丁目に限る。）、市原市、流山市（江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石一丁目から東初石四丁目まで、西初石五丁目、おおたかの森北一丁目からおおたかの森北三丁目まで、おおたかの森西一丁目、おおたかの森西三丁目、おおたかの森西四丁目、おおたかの森東一丁目からおおたかの森東四丁目まで及びおおたかの森南一丁目を除く。）、八千代市（大和田（字上宿を

除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場一丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東に限る。）、鎌ヶ谷市（鎌ヶ谷九丁目、南鎌ヶ谷一丁目から南鎌ヶ谷四丁目まで、大字道野辺、東道野辺一丁目から東道野辺七丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢一丁目から東中沢四丁目まで、北中沢二丁目、北中沢三丁目、富岡三丁目、くぬぎ山一丁目からくぬぎ山四丁目まで、道野辺中央一丁目及び道野辺中央三丁目から道野辺中央五丁目までに限る。）、君津市、富津市、浦安市、四街道市（下志津新田、四街道三丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘に限る。）、袖ヶ浦市、南房総市（富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、犬掛、井野、川上、久枝、検儀谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御庄、本織、山下、山名、谷向及び中に限る。）、夷隅郡大多喜町（粟又、小沢又、面白、大

田代、筒森、小田代、葛藤及び会所に限る。)及び安房郡の区域

ハ 東京都(町田市(相原町(殿丸及び和田内を除く。)、小川三丁目から小川六丁目まで、小山町、金森一丁目から金森七丁目まで、木曾東一丁目から木曾東四丁目まで、木曾西一丁目から木曾西五丁目まで、木曾町(二号及び五号を除く。)、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生四丁目、鶴間一丁目から鶴間八丁目まで、常盤町、中町一丁目、中町二丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸町、原町田一丁目から原町田六丁目まで、南つくし野一丁目、南町田一丁目から南町田五丁目まで、森野一丁目から森野六丁目まで、矢部町、小山ヶ丘一丁目から小山ヶ丘六丁目まで及び金森東一丁目から金森東四丁目までに限る。)、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。)の区域

別表第二第一号ニ中「長井」を「長井一丁目から長井六丁目まで」に、「林」を「林一丁目から林五丁目まで」に、「武」を「武一丁目から武五丁目まで、太田和一丁目から太田和五丁目まで、荻野、長坂一丁目から長坂五丁目まで、佐島一丁目から佐島三丁目まで、芦名一丁目から芦名三丁目まで、秋谷、秋谷一丁目から秋谷四丁目まで」に改め、「光の丘」を削り、「湘南国際村、太田和、荻野、長坂、佐島、

芦名及び秋谷」を「湘南国際村一丁目から湘南国際村三丁目まで、光の丘、佐島の丘一丁目及び佐島の丘二丁目」に、「大字上宮田」を「上宮田」に、「字鹿穴（甲）」、「字鹿穴（乙）」を「字鹿穴甲、字鹿穴乙」に、「大字菊名」を「菊名」に、「大字金田（字大々久保）」を「金田（字太々久保）」に、「字松塚」を「字松塚」に、「大字松輪（字剣崎）」を「松輪（字劔崎）」に改め、同表第二号を次のように改める。

二イ 岐阜県（高山市（久々野町、朝日町及び高根町を除く。）、中津川市（山口及び馬籠に限る。）、飛騨市、郡上市（白鳥町石徹白及び高鷲町ひるがのに限る。）及び大野郡を除く。）の区

域

ロ 愛知県（豊橋市（東細谷町（字十ヶ谷、字根木谷、字東畑及び字旭島に限る。）、細谷町（字天神前、字滝ノ谷、字大定前、字新坂、字臍ノ谷、字馬道口、字土沢、字近見山、字滝ノ上、字東坂ノ上及び字広谷に限る。）、小島町（字谷ノ上、字小舟、字大舟、字若宮、字南島、字西中沢、字南出口、字東浜、字芋ヶ谷、字高橋、字小判田、字神田、字沢ノ神、字砂田、字抱ノ木、字宮ノ谷、字前田、字寂円、字本田、字前ノ谷及び字西十三本に限る。）、小松原町（字柄沢谷、字浜、字東ノ谷、字中ノ谷、字西川、字東原及び字中峠に限る。）、寺沢町（字向坂ヶ谷、字西ノ谷及び

字内原に限る。）、東七根町（字松前、字山頭及び字暗り谷に限る。）、西七根町（字南浜辺、字東浜辺、字北浜辺、字谷合及び字松前谷に限る。）、高塚町（字郷中、字寒サ、字西方、字荒谷及び字名操に限る。）、伊古部町（字本郷、字北椎ノ木谷、字南椎ノ木谷、字小鮒ヶ谷、字大欠、字大塚、字下り及び字批把ヶ谷に限る。）、東赤沢町（字西方部、字東横根、字茶ノ木、字浜屋敷、字観音堂及び字西横根に限る。）、西赤沢町（字東浦、字大堀及び字堀尻に限る。）及び城下町（字南方部、字北方部、字築地ノ内、字恵下及び字味噌川に限る。）に限る。）、新城市（池場（字井戸入、字上貝津、字池嶋、字寺沢、字合垂石、字下日向、字下日陰及び字渡津呂に限る。）に限る。）、田原市（六連町（道盤、中郷中、西海岸、西郷中、西浜田、西谷ノ上、浜田境、浜辺、東海岸、東郷中、東浜田、南浜辺及び谷ノ上に限る。）、大草町（雨堤、高砂、西江り、西ノ谷及び江りに限る。）、南神戸町（荒子、遠新田、中浜辺、長坂、東浜辺、東屋敷、方辺、本郷東及び南浜辺に限る。）、東神戸町（井戸島、三軒屋、中島及び南松に限る。）、芦町（入、郷津、西浦、平岩、前畑及び芦西に限る。）、野田町比留輪、高松町（東原、井戸屋、羽根、中瀬古、尾村崎、官方辺、西脇、西山、大荒古、東島、名幸、一色、蟬ヶ沢及び弥八島に限る。）、赤羽根

町、池尻町、越戸町、若見町、龜山町石堂山、伊良湖町（耕田、拾歩、古婦下、深田、深田下、赤土、松葉田、長池、渡川、新田、飛越、白川、萩山、乗越、宮下、古山、吹埋及び新瓦場を除く。）、日出町（大越、恋田及び耕田を除く。）、堀切町（唐沢、下太郎兵衛、寺左夕、今田、段留、今田原、大左夕、左夕田及び山ノ鼻を除く。）、小塩津町（下武者詰、神子田、大沢、油田、上馬越、北原、下馬越、北田新田、南田新田、下ダレ及び南原を除く。）、和地町及び西山町石堂山に限る。）、北設楽郡設楽町（神田、平山及び津具に限る。）、同郡東栄町及び同郡豊根村を除く。）、の区域

ハ 三重県（津市美杉町太郎生、名張市、尾鷲市、熊野市、志摩市（阿児町（志島、甲賀（字座場、字鴨多良、字鶴ヶ岡及び字大鹿谷を除く。）、国府（字南草を除く。）及び安乗に限る。）、大王町（波切（字寺田、字丸田、字大井、字田神、字老、字砦、字葉直、字経塚、字宝門、字天白、字今崎、字西ノ岡、字谷奥、字西村、字中村、字小路町、字須場、字石干谷、字小山、字城山及び字天満に限る。）、畔名及び名田に限る。）及び磯部町を除く。）、伊賀市、度会郡（大紀町錦及び南伊勢町に限る。）、北牟婁郡及び南牟婁郡を除く。）、の区域

別表第二第三号イ中「大原（小出石町、百井町、大見町及び尾越町に限る。）及び久多に限る。）及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切）を「久多下の町、久多川の町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、大原小出石町、大原百井町、大原大見町及び大原尾越町に限る。）」、右京区京北上弓削町八丁山及び伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切）に改め、「京田辺市」の下に「、南丹市（日吉町（胡麻、上胡麻及び畑郷に限る。）及び美山町を除く。）」、木津川市」を加え、「、相楽郡、北桑田郡京北町（大字上弓削字八丁山を除く。）」、船井郡園部町、同郡八木町及び同郡日吉町（字胡麻、字上胡麻及び字畑郷を除く。）」を「及び相楽郡」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ 兵庫県（豊岡市、丹波篠山市（藤坂字峠、栗柄（字杉ヶ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巢谷、字定利ノ坪、字ユリノ下坪、字深田ノ坪、字繁近坪、字角田ノ坪、字御嶽大林及び字籠畠坪に限る。））、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る。））、養父市、丹波市（氷上町大崎、氷上町北野、氷上町石生（字足洗、字尾張、字水長、字堺、字澤、字寺谷前、字桧前、字佃、字保根通、字梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字芝木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字唐洲、字竹原、字下久手、字上久手、字梅ノ木藪、字志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、字瀧山、字杉ノ

本、字中道、字立石、字向山、字宿畑、字前田及び字瓜溪に限る。）、春日町及び市島町に限る。）、朝来市（生野町口銀谷（字七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下を除く。）、生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生野町猪野々、生野町白口、生野町円山（字口垣内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及び字屋敷に限る。）、生野町真弓、生野町川尻及び生野町栃原を除く。）及び美方郡を除く。）の区域

二 奈良県（奈良市（月ヶ瀬（石打及び尾山に限る。）、都祁南之庄町（旧字堂ヶ平、旧字嵩山、旧字嵩原、旧字奥の谷及び旧字ホタガ山に限る。）、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町（旧字池の谷、旧字ガンダニ、旧字カリ谷、旧字混谷、旧字シブタニ、旧字坊谷、旧字タカツカ、旧字畑谷、旧字ヤマノイモ、旧字トヒコエ、旧字カモリ下、旧字カモリ谷、旧字スリコバチ、旧字中道、旧字野々神、旧字赤坂、旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。）及び小倉町旧字イズミ谷に限る。）、五條市大塔町、宇陀市（大字陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除

く。)、山辺郡山添村(大字岩屋及び大字毛原に限る。)、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村を除く。)の区域

別表第二第三号ホ中「有田市」の下に「、紀の川市、岩出市」を加え、「、那賀郡」を削り、同号トからりまでを次のように改める。

ト 広島県(三原市大和町篠、府中市上下町(上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。)、三次市、庄原市(西城町(平子字丑之河及び三坂(字市場、字岩祖及び字永金に限る。))に限る。))及び東城町(保田(字長谷及び字白滝山に限る。))及び帝釈始終字白石を除く。)を除く。)、東広島市豊栄町(飯田及び吉原に限る。)、安芸高田市(八千代町(上根(字市裏、字市表及び字土井に限る。))及び向山に限る。))及び向原町(戸島(字割石、字八東戸及び字負根を除く。))を除く。))を除く。)、山県郡北広島町(後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方(字上畑及び字下畑を除く。))、木次、本地、新氏神、新都、志路原、上石、下石、海応寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。)、世羅郡世羅町(大字別迫字反田、

大字青水（字弁城を除く。）、大字黒渕、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字間谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後に限る。）に限る。）を除く。）の区域

チ 山口県（下関市（豊田町（大字杵路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。）及び豊北町（大字神田上、大字神田（神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。）、大字北宇賀（北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地区を除く。）及び大字矢玉を除く。）に限る。）、山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市、長門市（渋木大埤区及び俵山を除く。）、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡を除く。）の区域
リ 徳島県（海部郡（美波町赤松を除く。）を除く。）の区域

別表第二第三号ルを次のように改める。

ル 愛媛県（宇和島市（三間町及び津島町（御内、榎川及び下畑地（上榎上及び上榎下に限る。）に限る。））、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町（深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鮪越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、檉月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。）を除く。）の区域

別表第二第三号ヲ中「から木屋瀬五丁目まで」の下に「、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで」を加え、「字鷹巢原」を「字鷹巢原」に改め、「、字高住社鳥井殿」を削り、同号ヲ中「佐伯市」の下に「（宇目、米水津及び蒲江を除く。）」を、「竹田市」の下に「（久住町（大字久住字久住山及び大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）に限る。）を除く。）」を加え、「西国東郡」を「豊後大野市、由布市（庄内町阿蘇野（字西大原及び字大原に限る。）及び湯布院町川西字野稻を除く。）、「国東市」に改め、「、大分郡野津原町、同郡挾間町、同郡庄内町（大字阿蘇野（字西大原及び字大原に限る。）を除く。）、「同郡湯布院町（大字川西字野稻を除く。）、「北海部郡、南海部郡（宇目町、米水津村及び蒲江町を除く。）、「大野郡、直入郡荻町、同郡久住町（大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船

山に限る。)及び大字久住字久住山を除く。)、「同郡直入町」を削り、「同郡玖珠町」を「及び同郡玖珠町(大字森(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。))」に、「字辰ヶ鼻」を「字辰ヶ鼻」に、「字潰シ坂」を「字潰レ坂」に、「字石垣ノ元」を「字石塩の元」に、「字内ヶ窪、字塚ノ脇」を「字肉ヶ窪、字塚の脇」に、「字官の上」を「字宮の上」に改め、「大字森(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。))」及び「下毛郡及び宇佐郡」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

一 この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

二 第三号二に掲げる区域のうち旧字という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

別表第三第二十一号中「りん酸質肥料製造業」を「りん酸質肥料製造業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行の際現に改正法による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法（次項において「旧法」という。）第十二条の三第一項の規定により定められている総量削減基本方針は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定により第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令（以下「新水質汚濁防止法施行令」という。）別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減基本方針が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減基本方針とみなす。

2 改正法の施行の際現に旧法第十二条の三第二項の規定により読み替えられた水質汚濁防止法（以下「読み替え後の水質汚濁防止法」という。）第四条の三第一項の規定により定められている総量削減計画は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項に規定する総量削減計画が新たに定め

られるまでの間は、同項の規定により定められた総量削減計画とみなす。

- 3 改正法の施行の際現に読替え後の水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により定められている総量規制基準は、施行日以後に水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定により新水質汚濁防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域について化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る同項の総量規制基準が新たに定められるまでの間は、同項の規定により定められた総量規制基準とみなす。

- 3 第三条 改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出（読替え後の水質汚濁防止法第二条第六項に規定する排出水の読替え後の水質汚濁防止法第五条第一項第八号に規定する排水系統別の汚染状態及び量に係る部分に限る。）は、水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

- 2 この政令の施行により新たに水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、施行日の前日において読替え後の水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場であつたものについては、水質汚濁防止法第十三条第四項の規定は、適用しない。

- 3 施行日前に開始した読替え後の水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結

果の記録及び保存は、水質汚濁防止法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存とみなす。

4 改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出は、水質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、化学的酸素要求量に係る指定水域として瀬戸内海を、指定地域として瀬戸内海地域をそれぞれ追加する等の必要があるからである。